

特定小規模施設用自動火災報知設備の設置基準の改正について

令和5年8月
消防庁予防課

自動火災報知設備の設置義務拡大に係る主な経緯

- ▶ 近年、死者が多数発生した火災を受け、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれが高い用途に対して、自動火災報知設備（以下「自火報」という。）の設置義務付けの範囲が小規模な施設にも拡大されてきた。
- ▶ これらの設置義務拡大に伴い、新たに自火報の設置義務が課されることとなった小規模施設においてその特性に応じ必要な機能を確保しつつ、簡易に設置することができる特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）の基準が平成20年に定められた。また、特小自火報の設置可能施設も設置義務拡大に伴って順次追加されてきた。

契機		自火報の設置義務の拡大	特小自火報の主な設置可能施設
H18. 1	長崎県大村市 グループホーム火災	次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを追加 ●（6）項ロに掲げる防火対象物 【平成19年6月13日 政令第179号】	次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを対象 ●（6）項ロに掲げる防火対象物 ●（2）項ニに掲げる防火対象物
H19. 1	兵庫県宝塚市 カラオケボックス火災	次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを追加 ●（2）項ニに掲げる防火対象物 【平成20年7月2日 政令第215号】	特定小規模施設省令の制定 【平成20年12月26日 省令第156号】
H24. 5	広島県福山市 ホテル火災	次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを追加 ●（5）項イに掲げる防火対象物 ●（6）項イ(1)～(3)に掲げる防火対象物 ●（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。） 【平成25年12月27日 政令第368号】	次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを追加 ●（5）項イに掲げる防火対象物 ●（6）項イ(1)～(3)に掲げる防火対象物 ●（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。） 【平成25年12月27日 省令第127号】
H25.10	福岡県福岡市 有床診療所火災		
H28～	民泊需要の増加	—	延べ面積が300㎡以上500㎡未満の共同住宅で（5）項イの部分の床面積が300㎡未満の防火対象物を追加 【平成30年6月1日 省令第34号】

（2）項ニ…カラオケボックス等

（5）項イ…ホテル・旅館等

（6）項イ(1)～(3)…病院・有床診療所（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

（6）項ロ…自力避難が困難な者が入所する福祉施設等

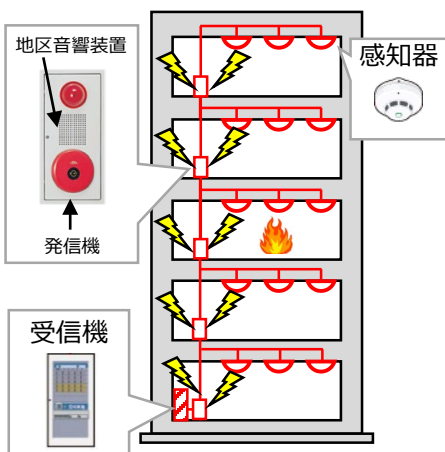
（6）項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）…(6)項ロ以外の有料老人ホーム等（入居・宿泊させるものに限る）

自火報と特小自火報の相違点

- 自火報は、火災の発生を自動的に防火対象物の関係者に報知する設備であって、一般的に、受信機、感知器、発信機、地区音響装置等の機器を設置し、これらの機器を配線で接続する必要がある。そのため、既存の防火対象物に、新たに自火報の設置が必要となった場合、壁や床の内部における配線工事が発生するなど大規模な工事となることが多い。
- 特小自火報は、無線式の連動型警報機能付感知器のみで設置することができるものであり、簡易な工事で設置が可能。一方、無線の伝搬可能範囲や通常の自火報の受信機が担っている火災発生区域の表示が、特小自火報では担保されていないこと等から、設置可能施設は原則として延べ面積300㎡未満で階数が2以下（警戒区域が1まで）に制限されている。

【自動火災報知設備】

<設備のイメージ>



<概要・特徴>

1. 受信機※1、感知器※2、発信機※3・地区音響装置※4等により構成される。
2. 有線での設置が原則であるため、壁や床の内部における配線工事が必要となる。

- ※1 受信機
火災信号を受信し、火災の発生又は消火設備等の作動を防火対象物の関係者等に報知するもの。
- ※2 感知器
自動的に火災の発生を感知し、火災信号を受信機若しくは中継器等に発信するもの。
- ※3 発信機
火災信号を受信機に手動により発信するもの。
- ※4 地区音響装置
音響又は音声により火災の発生を報知するもの。

【特定小規模施設用自動火災報知設備】

<設備のイメージ>



<概要・特徴>

1. 無線式の連動型警報機能付感知器※のみでの構成が可能。（無線の通信状況に応じて中継器を設置することがある。）
2. 1による場合、電池式、かつ、無線式での設置が可能であるため、配線工事が不要で簡易な工事で設置が可能。

- ※ 連動型警報機能付感知器
火災が発生した旨の警報を発する機能を有しており、火災の発生を感知した場合に、火災信号を他の感知器に発信する機能及び他の感知器からの火災信号を受信した場合に火災警報を発する機能を有するもの。

【設置可能施設】

- 特定小規模施設は次のア～エの防火対象物（特定一階段等防火対象物を除く。）とする。
- ア (2) 項二、(5) 項イ、(6) 項イ(1)～(3)、(6) 項ロ、(6) 項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる防火対象物で、延べ面積が300㎡未満のもの。
 - イ (16) 項イに掲げる防火対象物で延べ面積が300㎡未満のものうち、アの用途に供される部分が存在するもの
 - ウ (16) 項イに掲げる防火対象物で延べ面積が300㎡以上のものうち、アの用途に供される部分が存在する小規模特定用途防火対象物であり、アの用途に供される部分のほかは、規則第23条第4項第1号へにより感知器の設置を要しない部分のみであるもの。
 - エ (16) 項イの用途に供されるもので、以下のすべての要件に適合するもの
 - ・ 延べ面積が300㎡以上500㎡未満
 - ・ (5) 項イ及び(5) 項ロ以外の用途が存在しないもの
 - ・ (5) 項イに供される部分の床面積が300㎡未満

本検討会における検討状況について

これまでの検討経緯

特小自火報の設置を拡大することについて、「予防行政のあり方に関する検討会」及び「用途区分・消防用設備等の規制のあり方に係る作業チーム」において検討した。

年度	検討会	開催回数
H28	「用途区分・消防用設備等の規制のあり方に係る作業チーム」専門委員会	1回
H30	「用途区分・消防用設備等の規制のあり方に係る作業チーム」委員会	3回
	「用途区分・消防用設備等の規制のあり方に係る作業チーム」専門委員会	2回
H31	予防行政のあり方に関する検討会	1回
	「用途区分・消防用設備等の規制のあり方に係る作業チーム」委員会	2回
	「用途区分・消防用設備等の規制のあり方に係る作業チーム」専門委員会	3回
R2	予防行政のあり方に関する検討会	1回
	「用途区分・消防用設備等の規制のあり方に係る作業チーム」委員会	1回
R4	「用途区分・消防用設備等の規制のあり方に係る作業チーム」委員会	1回

▶ 昨年度までの検討において、特小自火報の設置対象の拡大可能性を検討し、基本的な考え方を整理

▶ 今回は、これまで整理した考え方等に基づき、より具体的な基準の見直しに向けた検討を行う。

検討体制

「用途区分・消防用設備等の規制のあり方に係る作業チーム」専門委員会

<消防本部> 課長補佐・係長

- 千葉市消防局
- 川崎市消防局
- 東京消防庁
- 大阪市消防局
- 福岡市消防局（H30年度から）

「用途区分・消防用設備等の規制のあり方に係る作業チーム」委員会

<学識経験者>

- 小林 恭一
(東京理科大学総合研究院 教授)
- 佐野 友紀
(早稲田大学人間科学学術院 教授)
- 志田 弘二
(名古屋市立大学大学院芸術工学研究科 教授)

<関係団体>

- (一社) 日本火災報知機工業会
- 日本消防検定協会

<消防本部> 課長

- 千葉市消防局
- 川崎市消防局
- 東京消防庁
- 大阪市消防局
- 福岡市消防局

※ 全国消防長会がオブザーバーとして参加

予防行政のあり方に関する検討会（～令和2年度まで）

<学識経験者>

- 大宮 喜文
(東京理科大学理工学部建築学科 教授)
- 河村 真紀子
(主婦連合会事務局長)
- 小出 治
(東京大学名誉教授)
- 高 黎静
(千葉科学大学危機管理学部航空技術危機管理学科 教授)
- 小林 恭一
(東京理科大学総合研究院 教授)
- 佐野 友紀
(早稲田大学人間科学学術院 教授)
- 次郎丸 誠男
(危険物保安技術協会名誉顧問)
- 関澤 愛
(東京理科大学総合研究院 教授)
- 辻本 誠
(東京理科大学工学部第二部建築学科 教授)
- 中川 丈久
(神戸大学大学院法学研究科 教授)
- 山崎 栄一
(関西大学社会安全学部 教授)
- 村井 裕樹 (R2年度から追加)
(日本福祉大学健康科学部福祉工学科 准教授)

<事業所等>

- (一社) 日本病院会救急・災害医療対策委員会
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会
- (一社) 日本ホテル協会
- (一社) 日本損害保険協会
- 全国興行生活衛生同業組合連合会
- (公社) 全国ビルメンテナンス協会
- (一社) 日本ショッピングセンター協会
- (一社) 日本ビルメンテナンス協会

<消防関係団体>

- 日本消防検定協会
- (一財) 日本消防設備安全センター

<消防本部> 部長

- 千葉市消防局
- 東京消防庁
- 大阪市消防局

※オブザーバーとして参加
 ・ (一社) 日本自走式駐車場工業会
 ・ (公社) 立体駐車場工業会
 ・ 経済産業省
 ・ 厚生労働省
 ・ 国土交通省
 ・ 農林水産省

改正内容の見直しについて（案）

改正内容の見直し

これまで本部会においては、特小自火報の機器構成の中に、簡易表示等が可能な中継器（以下「新中継器」という。）を組み込むことで、用途、階数及び設置基準面積（300㎡から500㎡に拡大）の制限を緩和する改正を行う方向で検討を進めていた。しかし、その後の市場動向等から、製造事業者における新中継器の製品化の見通しが立っていないところである。このことから、500㎡未満まで設置基準面積を拡大することについては今後の検討課題とし、現在の特小自火報の機器構成や感知器性能を前提に、特小自火報の設置範囲の拡大について再検討を行う。

1.用途の制限緩和について

現 状

- 自火報の設置義務がある小規模な建物（延べ面積300㎡未満）であっても、飛行機又は回転翼航空機の格納庫（（13）項口）や文化財建造物（（17）項）等の防火対象物については、その設置が認められていない。

見直し案

- 特小自火報の設置が可能な用途や部分を拡大する。
（・自火報設置義務のある0㎡以上の（13）項口、（17）項 ・無窓階又は地階で100㎡以上の（2）項イ～ハ、（3）項 など）
（理由）
- 特小自火報の設置が可能な現行基準の施設と比較して、面積が同じであれば火災警報が伝わりにくい等の課題があるわけではなく、防火安全上の支障はないため。

2.警戒区域等の制限緩和について

現 状

- 無線式の連動型警報機能付感知器のみで構成される簡易な特小自火報は、通常の自火報と異なり、出火元の位置に係る表示機能がないため、警戒区域※が一の防火対象物に制限。特定一階段等防火対象物もほとんどが警戒区域が2以上であるため設置不可。

〔 ※ 自火報の一の警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小の区域）は、防火対象物の二以上の階にわたらないものとする。ただし、一の警戒区域が500㎡以下であれば、二の階にわたることができる。 〕

見直し案

- 火災の発生場所が特定できるメッセージ機能を備えた連動型警報機能付感知器（近年販売されている感知器には、付加的な機能として備わっているものがある。）を用いる場合は、300㎡未満であれば警戒区域が2以上であっても設置が可能（感知器は、居室だけでなく廊下や階段にも必要。）。また、特定一階段等防火対象物への設置も認める。

（理由）

- 小規模な建物のみが設置対象であり、連動型警報機能付感知器のメッセージによる鳴動により、出火元の特定が可能であるため。
- ※ 小規模な建物で警戒区域が2以上（特定一階段等防火対象物を含む。）の場合、避難経路が限られている場合が多いことから、火災を早期に感知し在館者に効果的に報知するとともに、安全な避難経路を確保するためにも、居室等や廊下・階段等に感知器の設置を必要とする。

特小自火報における必要な性能について（案）

項目	種類	自火報	特小自火報								今後の検討	
警戒区域の数		制限なし	一の場合				二以上の場合				警戒区域数の拡大	制限なし
用途・構造		<ul style="list-style-type: none"> 消防法施行令第21条第1項各号 	<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積300㎡未満（消防法施行令第21条第1項各号※2） 小規模特定用途複合防火対象物 		<ul style="list-style-type: none"> 特定一階段等防火対象物 	<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積が300㎡以上500㎡未満で、5項イ（延べ面積300㎡未満）と5項ロのみで構成される16項イ【★】 	<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積300㎡未満（消防法施行令第21条第1項各号※2） 小規模特定用途複合防火対象物 		<ul style="list-style-type: none"> 特定一階段等防火対象物 	<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積が300㎡以上500㎡未満で、5項イ（延べ面積300㎡未満）と5項ロのみで構成される16項イ【★】 	<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積300㎡以上500㎡未満（【★】を除く。） 	
			用途等の拡大		拡大		用途等の拡大		拡大		警戒区域数の拡大に伴う整理	
①火災感知（感知器設置場所）		<ul style="list-style-type: none"> 全ての部分※1 	居室等※3	(2)項二居室等※3+階段・廊下等※4	居室等※3+階段・廊下等※4	居室等※3+階段・廊下等※4	居室等※3	(2)項二居室等※3+階段・廊下等※4	居室等※3+階段・廊下等※4	居室等※3+階段・廊下等※4		
②手動起動（発信機）		<ul style="list-style-type: none"> 各階ごとに発信機を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 不要（警戒区域が一のため） ※ 受信機を設ける場合で延べ面積が350㎡未満の場合は不要 									
③報知（地区音響装置）		<ul style="list-style-type: none"> 地区音響装置から水平距離25m以内に設置 	<ul style="list-style-type: none"> 不要（全ての連動型警報機能付感知器が警報を発するため。） ※ 受信機を設ける場合で延べ面積が350㎡未満の場合は不要 								<ul style="list-style-type: none"> 不要（自動火災報知設備の場合、感知器が作動すると「感知器作動警報」が発せられ、発信機を押下した場合など新たな火災信号を受信すると「火災警報」を発する。連動型警報機能付感知器が作動する場合は、「火災警報」が発せられるため、発信機を押下した状態と同じであると整理。） ※ 連動型警報機能付感知器以外の機器構成の場合は、「受信機+発信機」が必要 	
④報知（鳴動開始時間）		<ul style="list-style-type: none"> 規定なし（ほぼ遅延無く鳴動。蓄積時間最大60秒） 	<ul style="list-style-type: none"> 一定時間以内（連動型警報機能付感知器により報知する場合） 								<ul style="list-style-type: none"> 一定時間以内（連動型警報機能付感知器により報知する場合） 	
⑤報知（再鳴動機能）		<ul style="list-style-type: none"> 不要（特定一階段等防火対象物又は(2)項二に掲げる防火対象物の用途に供される部分がある場合は「再鳴動機能」が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> 不要（小規模な建物のみを対象としているため。） 								<ul style="list-style-type: none"> 不要（小規模な建物のみを対象としているため。） ※ 連動型警報機能付感知器は、火災の発生を感知し発報している感知器本体を操作しなければ鳴動を停止することができないため、建物の関係者等が火災室を確認することなく鳴動停止することは想定し難い。 	
⑥報知（保持機能）		<ul style="list-style-type: none"> 必要 	<ul style="list-style-type: none"> 不要（小規模な建物のみを対象としているため。） 								<ul style="list-style-type: none"> 不要（小規模な建物のみを対象としているため。） 	
⑦出火場所の特定		<ul style="list-style-type: none"> 受信機に火災発生場所を表示 	<ul style="list-style-type: none"> 不要（規模が小さく容易に特定できるため。） 								<ul style="list-style-type: none"> 必要（階の増加により出火場所を知らせることが必要。） ※ 連動型警報機能付感知器以外の機器構成の場合は受信機が必要（受信機に火災発生場所を表示） 	

…新たに拡大

※1：感知器の設置を要しない部分（外気開放部分や一定の天井裏、特例免除される10m以下の廊下、浴室・トイレ、1㎡未満の収納・パイプスペースなど）を除く全ての部分

※2：消防法施行令第21条第1項第3号から第6号まで、第8号から第9号、第11号から第12号まで、第14号から第15号を除く。

※3：居室、2㎡以上の収納・倉庫、機械室その他これらに類する室 ※4：階段、廊下、EVシャフト、パイプスペース・ダクトスペース

特小自火報の構成機器イメージ (案)

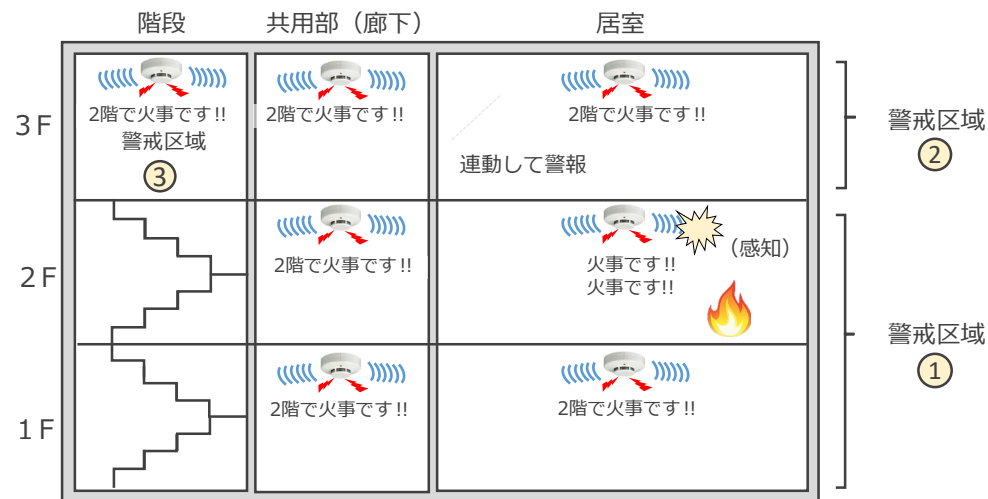
▶ 特小自火報の主な機器構成や接続方法等としては、次のとおり。

<設置例：警戒区域が1かつ延べ面積が300㎡未満>

🔊🔥🔊 : 連動型警報機能付感知器



<設置例：警戒区域が2以上かつ延べ面積が300㎡未満>



構成機器	連動型警報機能付感知器（中継器を用いてグループ設定すれば設置個数の拡大が可能）
警報	連動型警報機能付感知器
感知器の設置場所	<ol style="list-style-type: none"> 居室及び2㎡以上の収納室 倉庫、機械室、その他これらに類する部屋 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの（（2）項二に掲げる防火対象物又はその部分が存する特定小規模施設、(5)項イ（延べ面積が300㎡未満）と(5)項ロのみで構成される延べ面積が300㎡以上500㎡未満の(16)項イに掲げる防火対象物、令別表第一に掲げる防火対象物のうち、同表（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が令第4条の2の2第2号に規定する避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が2（当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は第4条の2の3に規定する総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあっては、1）以上設けられていないもの）の内部に設置されている場合に限る。）
音響停止・復旧操作	連動型警報機能付感知器
火災発生場所の確認	連動型警報機能付感知器の音声メッセージ

追加（特定一階段等防火対象物）

改正が必要な省令・告示の一覧

1. 省令

	省令の名称	改正概要
①	特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）	<ul style="list-style-type: none">特小自火報を設置することができる特定小規模施設の範囲を拡大するもの

2. 告示

	告示の名称	改正概要
①	特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号）	<ul style="list-style-type: none">特小自火報を設置することができる特定小規模施設の範囲を拡大することに伴い、設置及び維持に関する技術上の基準を定めるもの